

## 会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会 議 <del>・打合せ・</del> 協 議	文書番号	419
		決裁期日	平成29年10月31日
名 称	上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会		
日 時	平成29年10月30日（月） 15時00分～15時25分		
場 所	上富良野町役場 3階 第2会議室		
出席者	委員：富田委員長、富山副委員長、宮下委員（総務課長）、佐藤委員（建設水道課長） 4名 庶務 企画商工観光課長 商工観光班主幹 担当主査		
内 容	<p>申請企業から上富良野町企業振興措置条例第7条に基づく工場等の指定申請書が提出されたことから同条例施行規則第14条第1項第1号の規定により指定の可否について、上富良野町企業振興措置条例適用審査委員会を開催し審査を行った。</p> <p>1 委員長あいさつ後、報告事項を行った。</p> <p>(1) 委員の変更について</p> <p>役場内の人事異動等により庶務含む委員2名の変更及び10月より町職員委員1名欠員となっている。</p> <p>2 工場等指定の可否について</p> <p>○担当主幹から資料により工場等の指定について説明した。</p> <p>本工場では既存工場の改修により、製造設備（ライン）の増設により、更なる生産性の向上を計る。</p> <p>事業の概要は、設備の増設、投下固定資産額40,041千円、増加する従業員9名、平成30年4月操業開始予定。</p> <p>助成内容については、固定資産税相当額の1/2補助と従業員1名につき15万円の雇用助成となり、両方合わせて1,630千円の3年間。北海道産業振興条例による助成措置があり、投資額の4%補助と雇用助成金（初年度のみ6人目以降1人につき50万円）が見込まれており、該当となれば、雇用助成については、当町の条例の雇用助成とは併給調整による助成となる。（初年度のみ5人目までを助成）</p> <p>質疑1 既存製造ラインの更なる増設ということだが、申請対象としてよいのか。</p> <p>担 当 増設の条件が投下固定資産2,500万円以上で、かつ、3名以上の従業員の雇用という条件を満たしているので申請の対象となる。</p> <p>担 当 ハローワークを通じて新卒者等募集を行っていると同っている。</p> <p>質疑2 届出の時期について、すでに工事着工しているようだが良いのか。</p> <p>担 当 指定申請の届出は、工事着工90日前から着工後30日以内と条例で定めており、問題はない。</p> <p>質疑3 雇用助成金の対象者について、どのように確認するのか。</p> <p>担 当 まず、操業開始届時に今回の増設に伴う雇用者内訳を提出してもらい、その後補助金申請時に提出される内訳との違いを確認し、例えば、操業開始時に採用した従業員が補助金申請時に退職していた場合、その退職した従業員の代わりとして、新たに採用された従業員は助成金の対象となる。</p>		

質疑4 今回の増設にあたり、工場施設の増築はあるのか。

担当 今回は既存の工場施設内の壁を撤去改修し、既存の製造ラインのレイアウトを変更したうえで、新たな製造設備を据え置く形となる。

委員長 他に質問がなければ指定することに可とすることで決定するがよいか。

委員 異議なし（指定について承認）

以上で会議を終了。